

## 一般社団法人宮城県農業会議コンプライアンス規程

### (目的)

第1条 この規程は、本会が事業活動を行うに当たって、コンプライアンスの取り組みに関して行動の基本となる事項を定め、もって、本会におけるコンプライアンスの徹底と社会的信用の向上を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程においてコンプライアンスとは、法令及び本会の定款、就業規程、諸規程並びに社会規範（以下「法令等」という）を遵守することをいう。

### (適用範囲)

第3条 この規程は、本会における事業活動の全てに適用する。

2 この規程は、本会の役員及び事務局の職員（以下、「役職員等」という。）に対して適用する。

### (役職員の行動指針)

第4条 役職員は、本会の使命と社会的責任を自覚するとともに、常に法令等を遵守し、適切な業務活動に努めなければならない。

### (通報に関わる措置)

第5条 役職員等は、法令等に違反する行為を行う、又は行うおそれのある者を発見した時は、速やかにその旨を公益通報者保護法（平成16年法第122号）に定めるコンプライアンス相談窓口（以下「相談窓口」という。）に通報するものとする。

2 本会の相談窓口は、事務局長及び総務部長とする。

3 事務局長または総務部長は、公益通報を受けたときは、会長に報告するものとし、会長は調査のための「コンプライアンス調査委員会」（以下「調査委員会」という。）を編成し、通報の内容の真否及び重要性等について調査するものとする。

4 調査委員会の委員は会長が指名する者とする。ただし、当該通報に関わる者を調査委員会に加えてはならない。

5 調査委員会の委員長は、委員の互選で選定するものとする。

6 調査委員会は、調査結果を会長及び監事に報告するものとする。

7 会長は、第6項の報告を受け、本会の社会的信用を維持するために所要の措置を講ずるものとする。

### (公益通報者の保護)

第6条 本会役員等は、公益通報者に対し、プライバシーを保護するとともに、公益通報をしたことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

### (教育研修)

第7条 第4条に定める行動指針を周知徹底するため、専務理事は役職員等に対して必要な教育・研修を計画的に実施するものとする。

### (改廃)

第8条 本規程の改正又は廃止は、理事会の議決でこれを行うものとする。

付 則 令和3年10月15日（制定）